

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

模倣被害に対する主要各国による措置及び対策  
に関する実態調査報告書

平成 29 年 3 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

概括表

水際措置に関する規定の有無 (上段:申立による差止、下段:職権による差止)																
	特許権			実用新案権			意匠権			商標権			著作権			
	輸入	輸出	トランジット	輸入	輸出	トランジット	輸入	輸出	トランジット	輸入	輸出	トランジット	輸入	輸出	トランジット	
米国	x	x	x	-	-	-	x	x	x	o	o	△	o	o	△	
	△	x	x	-	-	-	△	x	x	o	o	△	o	o	△	
オーストラリア	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	o	x	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	o	x	x	
英国	o	o	o	-	-	-	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	-	-	-	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
中国	o	o	△	o	o	△	o	o	△	o	o	△	o	o	△	
	o	o	△	o	o	△	o	o	△	o	o	△	o	o	△	
韓国	o	o	o	△	△	△	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	△	△	△	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
EU	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
カナダ	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	x	o	o	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	x	o	o	x	
チリ	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	△	△	△	△	△	△	
メキシコ	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
ペルー	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
ニュージーランド	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	o	o	x	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	o	o	x	o	
台湾	o	x	x	o	x	x	o	x	x	o	o	△	o	o	△	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	△	o	o	△	
フィリピン	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	
	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	
ベトナム	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
タイ	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
マレーシア	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	o	x	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	x	x	x	
シンガポール	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	o	x	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
インドネシア	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	x	o	o	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	x	o	o	x	
カンボジア	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	x	o	o	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	△	o	x	△	
ミャンマー	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
ラオス	o	△	△	o	△	△	o	△	△	o	o	o	o	o	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
ブルネイ	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	o	o	x	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	
UAE	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
トルコ	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
日本	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	
	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	

概括表

	水際措置について			刑事措置について				民事措置について			模倣被害の実態把握状況*3	
	税関登録制度	破産までの費用負担	税関における差止件数の統計調査の有無	営業秘密の不正取得*1	不正ラベル等の故意の使用*1	映画盗撮*1	刑事措置に関する統計調査の有無	法定損害賠償制度*2	追加的損害賠償	民事措置に関する統計調査の有無	模倣被害の実態把握調査	模倣被害の損害額の推定
米国	商標権 著作権	財務没収基金	あり	○	○	○	あり	あり	あり	なし	なし	なし
オーストラリア	商標権 著作権	権利者	なし	○	○	○	なし	あり	あり	なし	なし	なし
英国	特許権 意匠権 商標権 著作権	歳入関税庁	あり	○	○	○	なし	あり	なし	なし	なし	なし
中国	専利権(特実意) 商標権 著作権	権利者	あり	○	○	○	あり	あり	あり(商標権)	あり	あり	なし
韓国	特許権 意匠権 商標権 著作権	輸出入者 (原則)	あり	○	○	○	あり	あり	なし	なし	あり	あり (非公開)
EU	特許権 実用新案権 意匠権 商標権 著作権	税関当局	あり	各加盟国による				各加盟国による			-	-
カナダ	商標権 著作権	権利者	なし	×	○	○	あり	あり	あり	なし	-	-
チリ	なし	事案により異なる	あり	○	○	○	あり	あり	なし	なし	-	-
メキシコ	商標権	刑事事件: 刑事当局 行政事件: 権利者	あり (非公開)	○	○	×	なし	あり	なし	なし	-	-
ペルー	商標権 著作権	権利者又は輸出入者	なし	×	○	○	なし	あり	なし	なし	-	-
ニュージーランド	商標権 著作権	権利者	なし	○	○	×	なし	あり	あり(著作権)	なし	-	-
台湾	商標権 著作権	被差押人	あり	○	○	○	あり	あり	あり	あり	-	-
フィリピン	特許権 実用新案権 意匠権 商標権 著作権	輸入者又は輸出入者	あり	○	○	○	あり	あり	あり	あり	-	-
ベトナム	特許権 実用新案権 意匠権 商標権 著作権	侵害: 侵害者 非侵害: 権利者	あり	×	○	×	なし	あり	なし	なし	-	-
タイ	商標権 著作権	輸入者	あり (非公開)	○	○	○	あり (非公開)	あり	あり	あり (非公開)	-	-
マレーシア	なし	権利者	なし	×	○	○	あり (非公開)	あり	あり	あり (非公開)	-	-
シンガポール	なし	権利者	あり (非公開)	○	○	○	あり	あり	あり (著作権のみ)	なし	-	-
インドネシア	なし	規定なし	なし	○	○	○	なし	あり	なし	なし	-	-
カンボジア	なし	規定なし	なし	×	○	○	なし	あり	なし	なし	-	-
ミャンマー	商標権	税関	なし	○	○	×	なし	あり	なし	なし	-	-
ラオス	なし	侵害: 侵害者 非侵害: 権利者	なし	○	○	○	なし	あり	なし	なし	-	-
ブルネイ	なし	規定なし	なし	×	○	○	なし	あり	明確な規定なし	なし	-	-
UAE	商標権	侵害品の所有者	あり (原則非公開)	×	○	×	なし	あり	なし	なし	-	-
トルコ	特許権 実用新案権 意匠権 商標権 著作権	税関	あり (原則非公開)	○	○	○	あり (非公開)	あり	あり (著作権のみ)	なし	-	-
日本	なし	税関	あり	○	○	○	あり	あり	なし	あり	あり	あり

\*1 一説法による対応も含まれる

\*2 各国毎に内容が異なる

\*3 米国、オーストラリア、英国、中国、韓国、日本について調査

## 18 インドネシア

## 18.1 エンフォースメントに係る制度の内容及び運用状況

## (1) 概要

インドネシアはTRIPS等の知的財産に関する国際条約に加盟し知的財産保護の強化を図っているものの、知的財産の保護水準は依然低い状況にあり、アメリカ合衆国通商代表部（USTR）の2016年度スペシャル301条報告書において優先監視国に指定されている。当該報告書において、USTRはインドネシアの著作権保護の強化をはじめとした知的財産権問題への取り組みを評価しつつも、インドネシア国内における幅広い模倣品・海賊版の流通に懸念を示しており、より強固なエンフォースメントに向けた努力が不可欠であると述べている。

模倣品対策に係る主な行政機関としては、以下のものがある。

表1 模倣品対策に係る主な行政機関

行政機関	英文名称（略称）	主な役割
インドネシア知的財産総局	Directorate General Intellectual Property Rights (DGIP)	知的財産権の認可、法整備、公衆の知財認知の促進、知財環境の整備、権利保護等
インドネシア税関総局	(Directorate General of Customs and Excise (DGCE)	商標と著作権に関する水際措置全般
知的財産権侵害管理チーム	National Team of Management of IPR Infringement	各国家機関の知的財産権担当官をチーム編成し、知的財産権侵害の態様の確定、防止のための政策、公衆への知財侵害認知の促進、各国間との知財侵害防止環境の整備等
インドネシア国家警察	Indonesian National Police (POLRI)	法執行機関であり、法と人権、安全保障と秩序の維持、及び国家安全保障を責務とする

DGIP内には捜査・紛争解決局が設置されており、文民捜査官（PPNS）が侵害報告に対応している。2015年には知財事件の取り扱いに関する法令により、PPNSは警察を伴わずに摘発を実施し、押収を行うことが可能となった。

インドネシアでの権利行使は民事及び刑事の手続が可能であるが、知的財産権の侵害においては、主に刑事告訴による対応が一般的である。これは、裁判所において損害裁定の指針が確立されておらず結果が予見しづらいこと、民事訴訟に要する費用が高額であり警察による強制捜査（レイド）の方が安価であること、損害賠償が認められる例が少なく、認められた場合であっても損害賠償額が比較的少額であること等が理由として考えられる。

以下は、知的財産権侵害に対する各機関の権限の一覧である。

表2 知的財産権侵害に対する各機関の権限<sup>1</sup>

	行政摘発	民事裁判	刑事裁判	差押え
知財総局	×	×	オンライン著作権侵害、知的財産権侵害	×
国家警察	×	×	知的財産権侵害	×
商務裁判所	×	特許・商標・意匠・著作権・IC回路設計デザインに関する案件に管轄を有する	×	○
地方裁判所	×	営業秘密、種苗に関する侵害に管轄を有する	○	○

水際措置に関していえば、インドネシアでは商標権及び著作権が水際措置の対象となる権利であり、その輸入及び輸出が差止の対象となる。ただし、税関による水際措置についての施行規則が未だ定まっておらず、詳細な手続に関しては不透明な部分が多い。また、現在のところインドネシアには税関登録制度は存在しない。詳細は後述（18.1.1）する。

## （2）最近の動向

2014年に著作権法が改正された。主な改正点は、著作権侵害案件については従来、非親告罪であったが、特許権等他の知的財産侵害案件と同様に親告罪に変更されたこと、侵害罪の成立要件から「悪意」が削除されたこと、告発があると全ての案件について捜査を行うことが必要となったこと等である。

税関措置に関しては、従来から違法輸入品の差止を含む関税法は存在したが、税関への申請手続の規則が存在しなかった。そこで、暫定的措置に関する最高裁規則が2012年7月30日に公表された。これは、国境における通関停止を税関に認める裁判所命令に関する規則を定めるものである。現在、2012年の暫定措置に準拠する施行規則の素案が税関総局により作成されているが、未だ検討段階にあり公開はされていない。

### 18.1.1 水際措置の内容及び実施状況

#### （1）対象

インドネシアにおいては、商標と著作権について侵害に対する水際措置に関する規定が関税法に置かれている。インドネシアの現行法では輸入、輸出が差止の対象であり、トランジット品には水際取締措置は適用されない。

<sup>1</sup> JETRO 「インドネシアの模倣品対策に関する調査」（2016年8月）より引用 URL：[https://www.jetro.go.jp/ext\\_image/s/\\_Reports/02/2016/096e1028806e981a/rP\\_idn\\_againstcounterfeitPro201608.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_image/s/_Reports/02/2016/096e1028806e981a/rP_idn_againstcounterfeitPro201608.pdf)（最終アクセス日：2017年3月13日）

表3 水際措置に関する規定の有無<sup>2</sup>

		特許	小特許	意匠	商標	著作権
輸入	申立差止	×	×	×	○ <sup>※1</sup>	○ <sup>※1</sup>
	職権差止	×	×	×	○ <sup>※2</sup>	○ <sup>※2</sup>
輸出	申立差止	×	×	×	○ <sup>※1</sup>	○ <sup>※1</sup>
	職権差止	×	×	×	○ <sup>※2</sup>	○ <sup>※2</sup>
トランジット	申立差止	×	×	×	×	×
	職権差止	×	×	×	×	×
税関登録制度		×	×	×	×	×

※1 根拠となる規定は、関税法第54条

※2 根拠となる規定は、関税法第62条

## (2) 水際措置の主な担保法について

関税法第54条に権利者からの申立てによる取締が規定されており、税関による職権取締は同法第62条に規定されている。

<Customs Law No.10/1995, as amended No. 17/2006>

### Article 54

Upon the request of the owner or the holder of right to brand or copy right, the president of the commercial court could issue the written warrant to the official of the customs and duty to temporarily postpone the period of issuance of the imported/exported good from the customs area that is based on the adequate evidence, it is allegedly constitutes the result of the breach of the protected brand and copy right in Indonesia.

<2006年法律第17号により改正された関税法（1995年法律第10号）<sup>3</sup>>

第54条 商標又は著作権の所有者からの申請に基づき、地方裁判所長は税関職員に対して、インドネシアにおいて保護される商標又は著作権を侵害した製品であると、十分な証拠の基づいて疑われる輸入又は輸出貨物を税関において一時的に差し止めるように命令を発することができる。

### Article 62

The detention of imported or exported goods may also be executed by the Customs Official in his official capacity if there is strong evidence that such goods are originated from violation against or violate trademarks or copyrights.

第62条 輸入又は輸出貨物が商標又は著作権の侵害によって生産されたか、又はそれ自体が侵害するとき、税関職員は職権によって当該貨物の差し止めを行うことができる。

<sup>2</sup> なお、水際措置の有無の判断は、基本的に質問票調査の回答及びその根拠となる規定の有無に基づく。表3では、根拠となる規定を確認できた場合は「○」とし、根拠となっている規定がない又は不明であるが運用で差止に限らず何らかの取締りを行っている場合は「△」とした。また、根拠となる規定がない又は確認できず、かつ質問票調査等でも確認できなかったものを「×」とした。なお、これらの取締り主体は税関に限らない。加えて、表内の「税関登録制度」は、対象となる権利に関する情報を税関に独自に登録することができる場合を○とした。

<sup>3</sup> 日本語訳は、模倣対策マニュアル（インドネシア編）（JETRO）（2008年3月）の該当部分を引用した。URL：<https://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/manual/pdf/indonesia1.pdf>（最終アクセス：2017年3月13日）

### (3) 税関登録制度

インドネシアでは、水際取締に関する税関における知的財産権の登録制度はない。

### (4) 税関における模倣品の差止から処分までのフロー

2012年7月に、国境における通関停止を税関に認める暫定的措置に関する最高裁規則が公表された。これを受けて、関税総局は当該暫定措置に準拠する施行規則の素案を作成し、現在財務省により検討が行われている。在インドネシアの法律事務所を通じて問い合わせを行ったが、関税総局からは差止から処分までのフローについては施行規則制定までは公表できないとしている。理論上は、知的財産権者は自らの正当な権利を証明する登録証を示し、税関に対し疑わしい貨物を留置する要請を行い、税関職員の職権に基づく検査を行うことになる。留置の申請にあたっては、侵害を証明する証拠、対象となる貨物の情報及び保証金の支払いが必要である。留置期限は10営業日(延長可能)であり、侵害が確認されれば、刑事告訴や侵害品の廃棄を請求することになる<sup>4</sup>。なお、廃棄処分は警察が行うとの情報がある。

### (5) 費用負担

現行法上、廃棄にかかる費用負担について定めた規則はない。

### (6) 税関と権利者等の連携について

インドネシアにおける関係機関等に問い合わせを行ったが、情報は得られなかった。少なくとも、前述の税関登録制度といった税関に対する情報提供、情報共有の仕組みについては未だ整備されていないといえる。

### (7) 税関における模倣品の差止件数の統計調査について

インドネシアにおいては、税関での模倣品の差止件数の統計調査は行われていない<sup>5</sup>。なお、インドネシアの反模倣協会 (Masyarakat Indonesian Anti-Pemalsuan, MIAP) 及びインドネシア大学経済社会研究所 (Lembaga Penyelidikan Ekonomi dan Masyarakat, Fakultas Ekonomi Universitas Indonesia, LPEM FEUI) の共同研究によれば、インドネシアにおける模倣品による経済的損失は2005年度実施の第1回調査時にはおよそ4兆ルピアであったものが、2010年度には37兆ルピア、2013年度には65兆1,000億ルピアに及ぶと推計されている<sup>6</sup>。

<sup>4</sup> 外国産業財産権侵害対策等支援事業ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」“インドネシア”(侵害) URL : <https://iprsupport-jpo.go.jp/miniguide/pdf/Indonesia.pdf> (最終アクセス日 : 2017年3月13日)

<sup>5</sup> 質問票調査に基づく情報による。

<sup>6</sup> インドネシアの模倣品対策に対する調査 (JETRO) (2016年8月) URL : [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/\\_Reports/02/2016/096e1028806e981a/rP\\_idn\\_againstcounterfeitPro201608.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2016/096e1028806e981a/rP_idn_againstcounterfeitPro201608.pdf) (最終アクセス日 : 2017年3月13日)

## 18.1.2 刑事措置の内容及び実施状況

### (1) 概要

インドネシアでは、知的財産の侵害に対しては主に刑事措置による対応が行われる。知的財産権の侵害は親告罪となっており、権利者から警察への申立てが必要である。著作権侵害については、かつては非親告罪とされていたが、2014年7月の著作権法改正により親告罪へと変更された。

表4 営業秘密・不正ラベル等・映画盗撮に関する刑事措置の概要

内容	罰則の内容	規定
営業秘密の不正取得に関する刑事罰規定	最高で禁錮2年及び/又は罰金3億ルピア	営業秘密法 第14条、第17条
不正ラベル・不正包装の故意の使用に関する刑事罰規定	登録商標と同一の商標使用の場合、最長5年の禁錮及び/又は最高額10億ルピアの罰金 登録商標と要部において同一である商標使用の場合、最長4年の禁錮及び/又は最高額8億ルピアの罰金	商標法 第90条 第91条
映画盗撮に関する刑事罰規定	最高で禁錮4年及び/又は罰金10億ルピア	2014年著作権法 第9条、第113条

### (2) 営業秘密の不正取得に関する刑事罰規定

インドネシアでは、2000年に営業秘密法が施行された。営業秘密とは、一般に知られておらず、事業活動に有用なものとして経済的価値のある、技術及び/又は事業の分野における情報で、その秘密性が情報の保有者によって維持されているものをいう（同法第1条第1項）。同法第14条は、違法な方法で営業秘密を取得する行為は営業秘密の侵害であると規定する。罰則については同法第17条第1項に規定されており、最高で懲役2年、罰金3億ルピアが科される。

< LAW OF THE REPUBLIC OF INDONESIA NUMBER 30 YEAR 2000 REGARDING TRADE SECRET >

Article 14

A person shall be deemed to have committed an infringement on a Trade Secret of another party if he obtains or possesses the Trade Secret in a manner that is contrary to the prevailing laws and regulations.

<2000年法律第30号営業秘密法<sup>7)</sup>>

第14条 営業秘密を法または規則に反する方法で取得又は保持している場合、他者の営業秘密に対する侵害を行ったとみなされるものとする。

<sup>7)</sup> 引用する営業秘密法の日本語訳は、当調査研究で作成した和訳である。



Article 17

(1) Any person who deliberately and without rights uses the Trade Secret of another party, or conducts any acts as referred to in Article 13 or Article 14 shall be sentenced to imprisonment of at most 2 (two) years and/or a fine of at most Rp300,000,000.00 (three hundred million rupiahs).

第17条

(1) 故意にかつ権限なく他者の営業秘密を使用するもの、又は第13条又は第14条に規定する行為を行った者は、最高2年の懲役及び又は最大300,000,000ルピアの罰金を科される。

**(3) 不正ラベル・不正包装の故意の使用に関する刑事罰規定**

不正ラベル・不正包装の故意の使用に関しては、商標侵害に該当するものは商標法第90条及び第91条により刑事罰が科される<sup>8</sup>。

<商標法<sup>9</sup>>

第90条

何人も、故意にかつ権利なく、他の者の所有にかかる登録標章とその全体において同一である標章を、生産及び／又は取引される同種の商品及び／又はサービスに使用する者は、最長5年の禁錮及び／又は最高額1,000,000,000(10億)ルピアの罰金に処する。

第91条

何人も、故意にかつ権利なく、他の者又は他の法人の所有にかかる登録標章とその要部において同一である標章を、生産及び／又は取引される同種の商品及び／又はサービスに使用する者は、最長4年の禁錮及び／又は最高額800,000,000(8億)ルピアの罰金に処する。

**(4) 映画盗撮に関する刑事罰規定**

インドネシアにおいて、映画盗撮に関して特別に定めた法律はないが、映画盗撮は著作権法第9条第1項bの「あらゆる形での複製」に該当し、同法113条第3項の規定により刑事罰の対象となる。

<2014年著作権法<sup>10</sup>>

Pasal 9

(1) Pencipta atau Pemegang Hak Cipta sebagaimana dimaksud dalam Pasal 8 memiliki hak ekonomi untuk melakukan:  
a. penerbitan Ciptaan;

<sup>8</sup> 質問票調査に基づく情報による。

<sup>9</sup> 商標法の日本語訳は、特許庁ウェブサイトの外国産業財産権制度情報に掲載のものを引用した。URL : [http://www.jpo.go.jp/shiryu/s\\_sonota/fips/pdf/indonesia/shouhyou.pdf](http://www.jpo.go.jp/shiryu/s_sonota/fips/pdf/indonesia/shouhyou.pdf) (最終アクセス日: 2017年3月13日)

<sup>10</sup> 2014年著作権法の英文の公定訳は2017年2月現在存在しない。本法の日本語訳は本調査研究において作成した仮訳である。以下も同様。

- b. Penggandaan Ciptaan dalam segala bentuknya;
  - c. penerjemahan Ciptaan;
  - d. pengadaptasian, pengaransemenan, atau pentransformasian Ciptaan;
  - e. Pendistribusian Ciptaan atau salinannya;
  - f. pertunjukan Ciptaan;
  - g. Pengumuman Ciptaan;
  - h. Komunikasi Ciptaan; dan
  - i. penyewaan Ciptaan.
- (2) Setiap Orang yang melaksanakan hak ekonomi sebagaimana dimaksud pada ayat (1) wajib mendapatkan izin Pencipta atau Pemegang Hak Cipta.
- (3) Setiap Orang yang tanpa izin Pencipta atau Pemegang Hak Cipta dilarang melakukan Penggandaan dan/atau Penggunaan Secara Komersial Ciptaan

#### 第9条

- (1) 第8条に定める著作者または著作権者は、次に掲げることを行う経済的権利を有する：
- (a) 著作物を出版すること
  - (b) 形態を問わず著作物を複製すること
  - (c) 著作物を翻訳すること
  - (d) 著作物を改作、編曲または変形すること
  - (e) 著作物またはその複製物を頒布すること
  - (f) 著作物を上演すること
  - (g) 著作物を展示すること
  - (h) 著作物を口述すること、および
  - (i) 著作物を貸与すること。
- (2) 第1項に定める経済的権利を行使する者は、著作者または著作権者の許可を得る義務を負う。
- (3) 著作者または著作権者の許可を得ない者は、著作物を商業目的で複製および／または使用してはならない。

#### Pasal 113

- (1) Setiap Orang yang dengan tanpa hak melakukan pelanggaran hak ekonomi sebagaimana dimaksud dalam Pasal 9 ayat (1) huruf i untuk Penggunaan Secara Komersial dipidana dengan pidana penjara paling lama 1 (satu) tahun dan/atau pidana denda paling banyak Rp100.000.000 (seratus juta rupiah).
- (2) Setiap Orang yang dengan tanpa hak dan/atau tanpa izin Pencipta atau pemegang Hak Cipta melakukan pelanggaran hak ekonomi Pencipta sebagaimana dimaksud dalam Pasal 9 ayat (1) huruf c, huruf d, huruf f, dan/atau huruf h untuk Penggunaan Secara Komersial dipidana dengan pidana penjara paling lama 3 (tiga) tahun dan/atau pidana denda paling banyak Rp500.000.000,00 (lima ratus juta rupiah).
- (3) Setiap Orang yang dengan tanpa hak dan/atau tanpa izin Pencipta atau pemegang Hak Cipta melakukan pelanggaran hak ekonomi Pencipta sebagaimana dimaksud dalam Pasal 9 ayat (1) huruf a, huruf b, huruf e, dan/atau huruf g untuk Penggunaan Secara Komersial dipidana dengan pidana

penjara paling lama 4 (empat) tahun dan/atau pidana denda paling banyak Rp1.000.000.000,00 (satu miliar rupiah).

第113条

- (1) 権利を持たずに、商業的に利用するために、第9条1項i号に定める経済的権利を侵害した者は、1年以下の禁錮、および／または100,000,000ルピア（一億ルピア）以下の罰金に処する。
- (2) 権利を持たずに、または著作者もしくは著作権者の許可を得ずに、商業的に利用するために、第9条1項c号、d号、f号および／またはh号に定める著作者の経済的権利を侵害した者は、3年以下の禁錮、および／または500,000,000.00ルピア（五億ルピア）以下の罰金に処する。
- (3) 権利を持たずに、または著作者もしくは著作権者の許可を得ずに、商業的に利用するために、第9条1項a号、b号、e号および／またはg号に定める著作者の経済的権利を侵害した者は、4年以下の禁錮、および／または1,000,000,000.00ルピア（十億ルピア）以下の罰金に処する。
- (4) 海賊行為を行い、第3項に定める構成要件を満たした者は、10年以下の懲役および／または4,000,000,000.00ルピア（四十億ルピア）以下の罰金に処する。

(5) 模倣被害に対する刑事措置に関する統計調査について

インドネシアにおいては、模倣被害に対する刑事措置に関する統計調査は行われていない<sup>11</sup>。

18.1.3 民事措置の内容及び実施状況

(1) 概要

インドネシアでは、知的財産権の侵害に対して、民事手続により、登録商標又は著作権が侵害された旨の宣言、侵害製品販売に対する終局的差止命令、及び損害賠償といった救済を請求できる。しかし、前述のとおり、実務上は民事上の救済よりも主に刑事手続による対応が行われている。

表3 民事措置の概要

内容	損害賠償の内容	規定
法定損害賠償制度	商標権、著作権ともに商務裁判所において損害賠償の訴えの提起が可能であり、著作権については刑事事件の判決の中で定めることも可能。 具体的な損害賠償の範囲、算定方法等についての規定はない	商標法第76条 著作権法第96条、第99条
追加的損害賠償制度	規定なし	-

(2) 損害賠償制度、追加的損害賠償について<sup>12</sup>

模倣品被害に対する損害賠償は、商標法及び著作権法にそれぞれ規定されている。商標に関しては、登録商標の所有者は、商務裁判所において当該商標とその要部又は全体において類似した商標を商品及び／又はサービスに使用する者に対して、損害賠償及び／又は使用の差止を求めることができる(商標法第76条)。著作権に関しては、著作権者

<sup>11</sup> 質問票調査に基づく情報による。

<sup>12</sup> 質問票調査に基づく情報による。

が経済的損失を被った場合、損害の賠償を請求できるが、かかる損害賠償については著作権に係る刑事事件の判決の中で定められる場合(著作権法第96条)と商務裁判所において損害賠償を求める訴えを提起する場合(同法第99条)とある。商標、著作権いずれについても具体的な損害賠償の範囲についての定めはない。

なお、インドネシアにおいては、現行法上、模倣被害に対する追加的損害賠償制度は存在しない。

<商標法>

第 76 条

(1) 登録標章の所有者は、当該標章とその要部又は全体において類似した標章を商品及び/又はサービスに不法に使用する者に対して、次の事項を訴えることができる。

- (a) 損害賠償請求、及び/又は
- (b) 当該標章の使用にかかるすべての行為の停止

(2) (1)にいう訴訟は、商務裁判所に対して提起される。

<2014 年著作権法>

Pasal 96

(1) Pencipta, pemegang Hak Cipta dan/atau pemegang Hak Terkait atau ahli warisnya yang mengalami kerugian hak ekonomi berhak memperoleh Ganti Rugi.

(2) Ganti Rugi sebagaimana dimaksud pada ayat (1) diberikan dan dicantumkan sekaligus dalam amar putusan pengadilan tentang perkara tindak pidana Hak Cipta dan/atau Hak Terkait.

(3) Pembayaran Ganti Rugi kepada Pencipta, Pemegang Hak Cipta dan/atau pemilik Hak Terkait dibayarkan paling lama 6 (enam) bulan setelah putusan pengadilan yang berkekuatan hukum tetap.

第 96 条

(1) 経済的権利を侵害された著作者、著作権者および/もしくは関連する権利保有者またはその相続人は、損害賠償を受ける権利を有する。

(2) 第 1 項に定める損害賠償は、著作権および/または関連する権利に関する刑事事件についての判決において同時に認め、および記載するものとする。

(3) 著作者、著作権者および/または関連する権利保有者への損害賠償の支払いは、終局判決から 6 か月以内に行うものとする。

Pasal 99

(1) Pencipta, Pemegang Hak Cipta, atau pemilik Hak Terkait berhak mengajukan gugatan ganti rugi kepada Pengadilan Niaga atas pelanggaran Hak Cipta atau produk Hak Terkait.

(3) Gugatan ganti rugi sebagaimana dimaksud pada ayat (1) dapat berupa permintaan untuk menyerahkan seluruh atau sebagian penghasilan yang diperoleh dari penyelenggaraan ceramah, pertemuan ilmiah, pertunjukan atau

pameran karya yang merupakan hasil pelanggaran Hak Cipta atau produk Hak Terkait .

- (4) Selain gugatan sebagaimana dimaksud pada ayat (1), Pencipta, Pemegang Hak Cipta, atau pemilik Hak Terkait dapat memohon putusan provisi atau
- a. meminta penyitaan Ciptaan yang dilakukan Pengumuman atau Penggandaan, dan/atau alat Penggandaan yang digunakan untuk menghasilkan Ciptaan hasil pelanggaran Hak Cipta dan produk Hak Terkait; dan/atau
  - b. menghentikan kegiatan Pengumuman, Pendistribusian, Komunikasi, dan/atau Penggandaan Ciptaan yang merupakan hasil pelanggaran Hak Cipta dan produk Hak Terkait.

第99条

- (1) 著作者、著作権者および／または関連する権利保有者は、著作権または関連する諸権利への侵害について商務裁判所へ損害賠償の訴えを提起する権利を有する。
- (3) 第1項に定める損害賠償の訴えは、著作権または関連する諸権利への侵害の結果行われた講演、学術的発見、上演または作品展示を実施したことにより得られた利益の全部または一部の引き渡しの請求とすることができる。
- (4) 第1項に定める訴えに加えて、著作者、著作権者または関連する権利保有者は、以下に定めることについての仮処分判決または中間判決を商務裁判所へ求めることができる：
  - a. 展示または複製された著作物、および／または、著作権および関連する諸権利の侵害となる著作物を作るために使用された複製機材の差押を請求すること、および／または
  - b. 著作権および関連する諸権利の侵害となる著作物の展示、頒布、口述および／または複製の活動を差し止めること。

**(3) 模倣被害に対する民事措置に関する統計調査について**

インドネシアにおいては、模倣被害に対する民事措置に関する統計調査は行われていない<sup>13</sup>。

<sup>13</sup> 質問票調査に基づく情報による。

平成 29 年 3 月

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

模倣被害に対する主要各国による措置及び対策に関する実態調査報告書

本調査研究報告書の著作権は特許庁に帰属します。

作成： 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル 4 階

電話 (03)3591-5315 FAX (03)3591-1510

<http://www.aippi.or.jp/>